

## 1. はじめに

子どもたちが活発な活動を展開する学校園教育の場では、どれだけ気をつけていても思わぬ事故や災害が起こる可能性があります。このような学校園での事故をめぐるさまざまな問題点を、会員同士の助け合いの精神で解決していきたいとの趣旨から設立されたのが、神戸市学校園安全互助会です。

安全互助会では、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という)の災害共済給付制度の対象とならない少額の治療費や少年団活動、PTA主催行事など準教育活動で起こった事故について給付を行っています。

※実際の事故の際は学校を経由して申請頂きますので、請求につきましては各校保健室へご相談ください。



## 2. 令和3年度給付等支出状況

| 種 類         | 件数  | 支給額 (円)   | 種 類         | 件数    | 支給額 (円)    |
|-------------|-----|-----------|-------------|-------|------------|
| 療 養 見 舞 金   | 781 | 635,260   | 弔 慰 金       | 15    | 750,000    |
| 療養見舞金(管理下外) | 1   | 1,728     | 眼 鏡 等 見 舞 金 | 779   | 9,300,090  |
| 室料差額見舞金     | 0   | 0         | 特 例 見 舞 金   | 58    | 330,649    |
| 歯 牙 見 舞 金   | 33  | 3,300,000 |             |       |            |
| 事 故 見 舞 金   | 151 | 2,630,000 | 合 計         | 1,818 | 16,947,727 |

令和3年度の支出は、給付金が16,947,727円、事務費と振込手数料等が12,412,561円で、合計29,360,288円となっています。これに対して、収入は加入者負担金が36,394,250円となっており、収支差7,033,962円です。

## 3. 眼鏡等見舞金について

支払い実績の多い項目に「眼鏡等見舞金」があります。給付されるケースと給付されないケースについてご説明いたします。

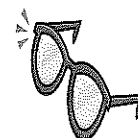
眼鏡等見舞金は、学校の管理下で故意または過失がないことが原則で、現にかけていた眼鏡等が外部衝撃(体育活動中にボールが眼鏡に当たるなど)により破損した場合等に給付することになっています。したがって、眼鏡等の破損が本人の不注意による場合には給付されません。

### ○給付される主なケース

- ・運動場で遊んでいた児童に、他の児童がぶつかり、倒れたはずみで眼鏡を破損した。
- ・部活動中、ボールを相手に向かって投げたとき、その勢いで眼鏡が落ち破損する。

### ○給付されない主なケース

- ・体育の授業のために着替え中に誤って眼鏡を落として破損した。
- ・眼鏡をポケットに入れるなどして保持していたところ、いつの間にか破損又は紛失した。



編集・発行： 神戸市教育委員会健康教育課

(株)ベストインシュアランス

■学校園の負担の軽減のため、安全互助会に加入されていない方へも一律配布しています。ご了承ください。